

## 【別表】留学前に必要となる手続

		留学中の奨学金の状態		必要な手続		
		第一種	第二種	学籍が「在学」で卒業が延びない場合 (TSA, ISA, DD, 交換など)	学籍が「留学」で卒業が延びる場合 (一部の交換 私費)	
現在貸与中の奨学金	第一種	継続		貸与する ※ 留学時特別増額のみでも可	第一種：「留学奨学金継続願」の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込	第一種：「留学奨学金継続願」の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込
				貸与しない	「留学奨学金継続願」の提出	「留学奨学金継続願」の提出
		休止		貸与する ※ 留学時特別増額のみでも可	第一種：「異動願（休止）」の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込	第一種：「異動願（休止）」の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込 ※ 第二種（短期留学）貸与期間は第一種の貸与期間に通算されるため標準修業年限を超える貸与は不可。 ただし、留学時特別増額のみのお貸与の場合はこの範囲ではない。
				貸与しない	「異動願（休止）」の提出	「異動願（休止）」の提出
	第二種		継続	※併用不可	「留学奨学金継続願」の提出	「留学奨学金継続願」・「貸与期間延長願」の提出
		休止		貸与する ※ 留学時特別増額のみ申請は不可	第二種：「異動願（休止）」の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込	第二種：「異動願（休止）」・「貸与期間延長願」の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込 ※第二種（短期留学）貸与期間は第二種の貸与期間に通算される。
				貸与しない	「異動願（休止）」の提出	「異動願（休止）」の提出
		併用貸与	継続	継続	※併用不可	第一種・第二種：「留学奨学金継続願」の提出
	休止		休止	貸与する ※ 留学時特別増額のみ申請は不可	第一種・第二種：「異動願（休止）」の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込	第一種：「異動願（休止）」 第二種：「異動願（休止）」・「貸与期間延長願」の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込 ※ 第一種は、第二種（短期留学）貸与期間が通算されるため、標準修業年限を超える貸与は不可。
				貸与しない	第一種・第二種：「異動願（休止）」の提出	第一種・第二種：「異動願（休止）」の提出
	継続		休止	貸与する ※ 留学時特別増額のみ申請は不可	第一種：「留学奨学金継続願」の提出 第二種：「異動願（休止）」の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込	第一種：「留学奨学金継続願」の提出 第二種：「異動願（休止）」・「貸与期間延長願」の提出の提出 第二種（短期留学）：所定の時期に申込
	継続		休止	貸与しない	※併用貸与の場合、どちらか一方のみを「継続」することは原則認められません。 特別な事情により一方のみの「継続」を希望する場合は奨学課にご相談ください。	
休止	継続		※併用不可			

### 【注意点】

- ※第一種奨学金は、標準修業年限を超える期間の貸与は認められません。第二種奨学金は、「貸与期間延長願」を提出することにより、1年間以内に限り貸与期間の延長が認められる可能性があります。
- ※第二種奨学金を貸与している者で、課程最終学年に貸与終期を超える留学に行く場合、留学前に「留学奨学金継続願」と「貸与期間延長願」をあわせて提出する必要があります。
- ※国費・準国費での留学の場合、原則「異動届（休止）」もしくは「異動届（辞退）」の提出が必要です。ただし「海外留学支援制度」に採用された場合は第一種・第二種奨学金と、「官民協働海外留学支援制度」に採用された場合は第二種奨学金と併給することができます。
- ※大学院第一種奨学金「優れた業績による返還免除制度」の申請は貸与終了年度に限られますので、留学により学年延長する場合は、「留学奨学金継続願」「第二種奨学金（短期留学）」の申請は注意が必要です。

### 第二種奨学金（短期留学）予約採用について

- ※留学開始月により、申込時期が異なります（右表参照、ただし休学扱いの留学は不可）。
- ※第二種奨学金（短期留学）の貸与期間は、第一種・第二種奨学金の貸与期間に通算されます。
- ※留学により卒業期が延びる場合、帰国後の復活が認められない場合もありますのでご注意ください。
- ※詳細は、申込時期に奨学課ホームページ等にてお知らせいたします。

募集回	留学始期	申込時期（予定）	採用候補者決定（予定）
第一回募集	4月～7月	1月	3月上旬
第二回募集	8月～11月	4月	7月上旬
第三回募集	12月～翌年3月	8月	11月上旬